



元資第 320 号

令和 2 年 (2020 年) 2 月 4 日

長野県臨床検査技師会長 様

長野県環境部長



廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について (通知)

本県の廃棄物行政については、日ごろから格別の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて令和 2 年 1 月 22 日付け環循適発第 2001225 号及び環循規発第 2001223 号で環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルスを始めとする感染性廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成 30 年 3 月)に基づき適正処理を図っていただいているところですが、貴団体に関連する医療機関等から排出される廃棄物の適正な処理の確保のため、当該マニュアル及び下記に基づいた感染性廃棄物の取扱いを貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、市町村等廃棄物行政担当部局、県関係部局及び関係団体へは別途通知しましたので、申し添えます。

記

- 1 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」は以下の環境省ホームページからご覧いただけます。

掲載ホームページ : <https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

- 2 新型コロナウイルス等の感染又は感染のおそれのある病原体で汚染された機器・器具・環境の消毒及び滅菌については、上記マニュアルの参考 8 に引用されている「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号厚生労働省健康局結核感染症課長)に基づき実施願います。

長野県環境部資源循環推進課

課長 : 伊東 和徳

担当 : 廃棄物審査係 山崎 千晴

廃棄物政策係 牛山 健

電話 : 026-235-7187 (直通)

FAX : 026-235-7259

Eメール : junkan@pref.nagano.lg.jp

環循適発第 2001225 号  
環循規発第 2001223 号  
令和 2 年 1 月 22 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長  
( 公 印 省 略 )

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について (通知)

廃棄物行政の推進につきましては、かねてより御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関連した感染症について、日本国内でも感染者が確認されている状況等に鑑み、政府では、令和 2 年 1 月 21 日に新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議を開催し、関係省庁が緊密に連携して万全を期すことを確認しております。

新型コロナウイルスを始めとする人が感染し又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物 (以下「感染性廃棄物」という。) の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成 30 年 3 月) (<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>) (以下「マニュアル」という。) を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴職におかれても、関連医療機関等から排出される感染性廃棄物の適切な処理の確保のため、マニュアルに基づき、必要な措置の実施のための指導監督に努めるとともに、貴管下廃棄物処理業者、関連医療関係機関等及び貴管下市町村に対し、排出時、収集運搬時及び処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 参考

- ・「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について」（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08906.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html)
- ・「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議」（首相官邸）  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/)